

令和 6 年

第 14 回 教育委員会 臨時会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和6年 第14回 定例 臨時 委員会 議事録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	令和6年12月10日 午前 ・後 10時00分		佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室
閉会日時	令和6年12月10日 午前 ・後 11時11分		
延会日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 者		欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 香遠 正浩			瀧川 紀子
1番委員 加藤 雄一郎			岩崎 奈美
2番委員 瀧川 紀子			
3番委員 岩崎 奈美			
4番委員 後藤 まき子			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
教育次長 鈴木健一郎 学校教育課 教育次長補佐 兼社会教育課長 課長 渡邊 一哉 市橋 秀紀 管理主事 本間 智英 教育次長補佐 兼教育総務課長 柳澤 正二 教育総務課 課長補佐 若林 昭宏 総務係主任 小林 唯美			
傍 聴 人	有・ 無		
報告の 要旨	「議事の概要」のとおり		

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果
なし

会 議 に 付 議 し た 事 件 の 題 目		
議案第 81 号	佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る専決処理について	
議案第 82 号	佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に対する意見について	
議案第 83 号	佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について	
議案第 84 号	佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について	
報告事項	1 その他	
次回会議開催日		

【議事の概要】

・香遠教育長 ・柳澤教育総務課長	◎本臨時教育委員会は、午前 10 時 00 分から開催した。 ・ただ今から令和 6 年第 14 回佐渡市教育委員会臨時会を開催いたします。 ・はじめに、日程第 1 「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は、佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、瀧川委員と岩崎委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 ・日程第 2、議案第 81 号「佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る専決処理について」、事務局の説明を求めます。柳澤教育総務課長。 【説明要旨】 ・議案第 81 号「佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る専決処理について」です。令和 6 年 11 月 27 日付けで別紙「佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」を佐渡市議会定例会議案として上程することに同意したので、佐渡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により報告し、承認を求めるものであります。 ・3 ページをご覧ください。職務権限に関する条例です。第 1 条に職務権限の特例について必要な事項を定めるものとする。第 2 条につきましては、先月の定例会でも説明をさせていただきましたが、次の 4 つの業務を市長部局へ移管、管理執行するものであります。 ・1、佐渡市博物館、佐渡奉行所、相川技能伝承展示館、社会体育施設、佐渡市歴史民俗資料館、金井西部地区コミュニティセンターに限りませんが、コミュニティセンター、鳥越文庫及び美術館の設置、管理及び廃止に関すること。2、スポーツに関すること。3、文化に関すること。4、文化財の保護に関すること。これらの権限が令和 7 年 4 月 1 日から市長部局に移譲されます。 ・56 ページに行政組織改編に伴う条例改正等一覧がありますので、そちらをご覧ください。今回の職務権限の特例に関する条例の制定では、この一覧にある 15 の条例のうち 13 番目の佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例までを附則で改正します。残りの佐渡市行政組織条例及び佐渡市職員定数条例につきましては、組織改編に伴う条例の改正となっております。 ・戻ってまず 9 ページをご覧ください。こちらは先ほど説明した 13 の条例の一部改正に合わせて改正する条例の新旧対照表となっております。内容につきましては、主に佐渡市教育委員会を市長に、教育委員会規則を規則に改めてあります。 ・また、16 ページの下段の「この限りではない」を「この限りでない」のように、文言の整理も併せて行っております。 ・51 ページからは佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっております。 ・52 ページをご覧ください。旧の欄にある観光振興部は新の欄にある観光
--------------------------------	--

・香遠教育長 ・岩崎委員	文化スポーツ部になります。教育委員会の権限である文化に関することやスポーツに関することが市長部局に新たに新設される観光文化スポーツ部に移管されます。 ・ 53 ページには佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の新旧対照表があります。中ほどですが、教育委員会の事務部局の職員 155 人を新の欄で 91 人に改めるものです。この 91 人につきましては、現在の職員の定数からスポーツ、佐渡学センター、ジオパークの職員を市長部局に移管した人数に異動等を加味した人数になっています。 ・ また、54、55 ページは条例に書いてあります議員全員協議会の資料です。後でご確認をお願いします。簡単ですが、説明は以上となります。 ・ ただ今の説明に対して、質疑等ありますか。岩崎委員。 ・ 説明ありがとうございました。その条例の第 2 条のところに、社会体育施設という文言がありますが、それが第 1 項で、第 2 項のところにスポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）と書いてありますが、具体的にこの社会体育施設というのはどこまでなのか、もし今の段階で分かれば教えていただきたいです。実際に地区によって兼務というか学校でも使って、地域でも使ってというのがあってと思いますが、その点が曖昧かなと感じたのですが、いかがでしょうか。
・香遠教育長 ・市橋社会教育課長	・ 市橋社会教育課長。 ・ 社会体育施設は学校の体育館以外の体育館と捉えていただければと思います。学校の体育館は学校開放ということで社会教育で使用していますが、本来は義務教育である学校の体育館であります。そのため、学校の体育館以外の体育館としてヒルトップ、両津の体育館、新穂の体育館、赤泊の体育館、B & G の体育施設、金井の運動公園、これらが社会体育施設となります。
・岩崎委員	・ はい。ありがとうございます。 ・ それに伴ってですが、やはり、こういったことは市民の方の理解がなかなか難しいと思いますので、そのあたりの説明が必要かと思いますので、よろしくお願いします。
・香遠教育長 ・加藤委員	・ ありがとうございます。他にありますか。加藤委員。 ・ 今の第 2 条に関わって、コミュニティセンターと書いてありますが、その金井西部地区コミュニティセンターに限る。と、これは金井コミュニティセンターと言っているところですか。それとも違うところですか？
・香遠教育長 ・市橋社会教育課長 ・加藤委員 ・香遠教育長	・ 市橋社会教育課長。 ・ これは金井の能楽堂を指します。条例上、堀記念の能楽堂は金井西部地区コミュニティセンターと呼ばれています。 ・ はい。なるほど。どうしてここだけなんだろうと不思議に思ったのですが、分かりました。 ・ その他、何かありますか。

・加藤委員	・ では、あと 2 点、確認の意味でお願いします。移管に関わって、市長部局という言葉をよく使ってきましたが、市長部局というのは、具体的にどのことを指しますか。例えば 55 ページの組織図がありますが、総務部、企画部、観光振興部って、これのことを指すのですか。
・ 香遠教育長 ・ 柳澤教育総務課長	・ 柳澤教育総務課長。 ・ はい。市長部局と言った場合、〇〇部と呼んでいるところで、議会事務局、農業委員会、教育委員会、監査委員会以外を市長部局と呼んでいます。
・ 加藤委員 ・ 柳澤教育総務課長	・ そう、今言ったものだけが特別、別枠でそれ以外が市長部局と。 ・ はい。
・ 加藤委員	・ ということは、そこに上がっている、総務部、企画部、観光振興部は市長部局ということ。
・ 柳澤教育総務課長	・ はい。
・ 加藤委員	・ はい。最後ですが、今回、条例改定になって今まで教育委員会だったところが、市長がと主語が変わっています。まあ、もちろん移管するのでそうなると思いますが、あちこちに市長、市長と出てきますが、市長一人が多分やるわけではなくて、市長部局の中で分担があって、その中でチームとしてやっていくということ、そういうことですね。市長に許可を受けなければならない。とか、市長に届け出なければならない。という文章が何箇所も出てきますが、もちろん市長は最後、決裁なり、確認をすると思いますが、実際、事務的な処理等はその市長部局の中のいろんな組織が分担してやるという解釈でいいんですよね。
・ 香遠教育長 ・ 柳澤教育総務課長	・ 柳澤教育総務課長。 ・ はい。事務文書決裁規定に基づき、部長級や課長級が各案件に応じて決裁するようになります。通常の定例的な部分については主管課長の決裁であり、市長決裁は重要案件だけになるかと思います。
・ 加藤委員	・ 市長がというのがいっぱい入っているの、市長の権限なり、市長の意向がやりやすくなったのかなという面では良いのかなと思いますし、動きやすくなったということで良い方向に行けばいいなと思います。
・ 香遠教育長	・ その他、いかがですか。 ・ 私から一点、職員の定数について確認したいことがあります。 ・ 総合教育会議でも移管に伴う職員の人数について教育委員の皆様は懸念を示されていたと思います。 ・ この表の第 3 項で教育委員会の事務部局の職員の人数が 155 人から 91 人に減っているのは、スポーツ及び文化に係る職員が市長部局に移ることによる人数を差し引いてこのような数字になるのだと思いますが、これまで教育委員会でスポーツ及び文化に携わっていた人数が第 1 項の市長の事務部局の職員 600 人の中にしっかり確保されているのか、その辺りの説明をお願いしますか。

・ 柳澤教育総務課長	・ 柳澤教育総務課長。 ・ 先ほどの説明が曖昧であったのかもしれませんが、数字は定数条例の上限の人数が記載されていますので、教育委員会の現在の職員が 155 人いるということではありません。今の教育委員会の所属職員は 100 数名だと思います。その 100 数名から 13 名程度が市長部局に移ることから 91 人という数字を出しております。同様に市長部局も条例上の上限は 834 名ですが、実際には今回教育委員会から市長部局に移動する職員を加えた数で 600 名と設定したと聞いております。実態に合わせた人数ということで確認しておりますし、職員の定数は確保されているものと思いますので、心配する必要はないと考えます。
・ 香遠教育長 ・ 加藤委員	・ 委員の皆さんから、何かありますか。加藤委員。 ・ 今の説明で大まか分かりましたが、市長の事務部局の職員 834 これが上限だということですが、実際は 500 くらいしか、600 くらい、600 いないくらいってことですかね。上限はたくさん取ってあるのでしょうか。感覚的には、新しくなったものについては、実質も 600 くらいとなっていますが、これが今よりも多くなるか少なくなるかって、私は多くなるんだろうと思っていたので。
・ 柳澤教育総務課長 ・ 加藤委員 ・ 鈴木教育次長	・ 13 人ぐらい市長部局に移ることで 600 人になるということですので、今の実数は 600 人よりは少ないと思われます。 ・ はい。正確な数字が知りたいわけではないので。 ・ この条例の改正が大分昔のことで、今回の件で確認した際に差が出てきたというのですが、実数が減るとかということではありません。
・ 香遠教育長 ・ 瀧川委員	・ 瀧川委員。 ・ はい。ご説明ありがとうございます。前回、教育会議の時に詳しくこの異動があった時のこととか、どういった考えを市長がお持ちだったってことをお話聞くことができまして、学校関係の教育委員会にあった時には、土日や休みで時間外にやりたいことができないこととか、あと今実際、学校教育の場としてやっていることを、残していただけるというか、それは繋げていくべきだという考えがあったので、私はこの組織図を見てもそんなに不安はないです。ただ、必要な人数は異動しますが、この間、小木小学校のジオパークの授業で他校とのオンラインの発表を見ても、やはり佐渡は教育的視線から、地質に対してどうやって土地の人達が、琴浦の横井戸を掘り、田んぼが豊かになったという発表がありました。他の学校はどちらかというと観光的な目線があったので、やはりある程度、組織に、教育の場に繋がるような人材必要だと考えます。今は、相田先生の理科の先生の視点もあって、小学校の子ども達に教えるとしたらこういったもの、中学校、高校だったらこういうふうに、やはり先生的な考え方も、地質を暮らしの学びを繋げていることに関して、私も先日見て良かったなと思いました。やはりある程度の人数が必ず、今後も確保していけるような形で、繋げていただきたいとこの組織図を見て思いましたので、よろしくお願い

・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・柳澤教育総務課長	いたします。 ・ ありがとうございます。他にありますか。 ・ 質疑なし。 ・ はい。では他にはなしと認めます。これより採決いたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。よって議案第 81 号「佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る専決処理について」は、原案どおり承認されました。 ・ 日程第 3、議案第 82 号「佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に対する意見について」事務局の説明を求めます。 【説明要旨】 ・ 59 ページをご覧くださいと思います。12 月 6 日付けで佐渡市議会議長から教育長宛に「佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に対する意見聴取について」ということで、教育委員会の意見を求める照会文がきました。 ・ 57 ページに戻っていただいて、今回、議会定例会に提出された下記議案。「佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」は、別紙のとおり回答するものとして、58 ページをご覧くださいと思います。 ・ 教育委員会としては、照会があった議案については、異議ありません。という回答をしたいと思います。 ・ 異議ありません。の部分については、先般の総合教育会議の中でも、権限の議案については賛同することで、市長の方にもご意見を聞いたところですので、議会の方にも異議ありません。という回答をさせていただきたいと思います。
・香遠教育長 ・岩崎委員	・ ただ今の説明に対して、質疑等ありますか。岩崎委員。 ・ この議会から出されていると思いますが、この意見聴取ってどういうことで、こういうふうに議長が出されているのでしょうか。それを知りたいです。
・香遠教育長 ・柳澤教育総務課長	・ 柳澤教育総務課長。 ・ ここにも書かれておりますが、法律第 23 条第 2 項の規定では権限移譲に関する条例が出た際は、地方公共団体の議会は、条例の制定または改版の議決をする前に当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないと定められております。その規定に基づき、議会が市教育委員会に意見を求めているものです。
・鈴木教育次長 ・香遠教育長 ・鈴木教育次長	・ 補足させてください。 ・ 次長。 ・ 補足ですが、市長の意向だけでこういったことが行われなように、教育委員会の意向を確認するというのが法令上書かれており、今回の件に

・香遠教育長 ・岩崎委員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・香遠教育長 ・柳澤教育総務課長 ・若林教育総務課長補佐	ついて教育委員会の意見が求められたというものです。 ・ 岩崎委員。 ・ 私もそのあたり、知識がないもので議会で異論があったのかと単純に思ったものですから、失礼しました。ありがとうございます。 ・ 明日から始まる一般質問の中でこれに関して質問される議員の方もおられますので、答えていきたいと思います。他には質疑等ありませんか。 ・ 質疑なし。 ・ では、質疑なしと認めます。 ・ 採決いたします。原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。よって議案第 82 号「佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に対する意見について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第 4、議案第 83 号から日程第 5、議案第 84 号については、「個人情報に関する内容が含まれている」ことから、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 ・ 全員挙手。 ・ 全員挙手ですので、議案第 83 号、議案第 84 号については秘密会とすることといたします。 【秘密会】 ・ 議案第 83 号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」、柳澤教育総務課長より説明する。 ・ 議案第 84 号「佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤教育総務課長より説明する。 【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】 ・ 日程第 6「報告事項」に移ります。報告事項 1「その他」ですが、事務局からありますか。柳澤教育総務課長。 ・ それでは、本日お配りしました「教育委員会事務局で働く皆様へ」と題した、その他資料 1 をご覧ください。12 月から、今まで市長部局にしかなかった相談窓口を教育委員会内に設置しました。この相談窓口につきましては教育長及び、教育次長の 2 人しか見ることができません。職員から気軽に相談等してもらえればと考えております。 ・ 2 ページ目からは教育委員会の職場環境アンケートの内容となっております。このアンケートですが、全教育委員会職員、庁務員、介助員等学校に所属する職員を除いた全教育委員会職員を対象としており、12 月 20 日金曜日までの期間で実施しております。 ・ 若林補佐、今何件くらいきているか分かりますか。 ・ アンケートは 12 月 3 日から開始され、5 日に一度確認しております。その時点で約 50 人から回答がきていました。週が明けたので、回答数もそれ
---	--

・柳澤教育総務課長 ・香遠教育長 ・若林教育総務課長補佐 ・香遠教育長 ・岩崎委員 ・若林教育総務課長補佐 ・岩崎委員 ・若林教育総務課長補佐 ・香遠教育長 ・瀧川委員 ・若林教育総務課長補佐 ・瀧川委員 ・香遠教育長 ・柳澤教育総務課長 ・若林教育総務課長補佐 ・香遠教育長 ・委員全員 ・香遠教育長 ・香遠教育長	よりは上がっていると思われます。 ・ 報告につきましては以上です。 ・ ただ今の報告に関して何かありますか。 ・ このアンケートの集計結果は後で報告するのですか。 ・ はい。この場でも報告させていただきますし、教育委員会の事務局に所属する職員にも掲示板等でお知らせしたいと思っています。 ・ 岩崎委員。 ・ このアンケートは、どういった方が集計をされるのでしょうか。 【説明要旨】 ・ アンケートには職員番号や個人名を求めているため、個人を特定できるようにはなっておりません。そのため、集計は教育総務課で統計的に処理をいたします。アンケートにはその説明も加えられていますので、回答者も理解して答えるものと思います。 ・ どこに所属というのも、無記名ですよ。どこにとかそういうのも…。 ・ はい。所属も聞いておりません。個人に関する情報としては、設問にあるように役職のみ聞いております。三択の回答となり、課長級及び補佐級以上、係長級及び主任級、それ以外で、それ以外には主事や会計年度職員も含まれます。 ・ 瀧川委員。 ・ では、男性、女性とか年齢も分からない状態ですね。 ・ はい。 ・ 分かりました。 ・ その他、事務局からありますか。柳澤教育総務課長。 ・ 次回の定例会の際に、教育振興基本計画の案について、ご審議いただきたいと思っております。 ・ 次の定例会は12月25日ですので、その前にご確認いただき、19日か20日頃、お伺書及びご意見をいただければと思います。 ・ 日がない中で、本当に申し訳ありませんが、ご協力のほどよろしく願いいたします。では、他にありますか。 ・ 報告なし。 ・ ないようですので、これで日程第6「報告事項」は終了いたします。 ・ 日程第7「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、12月25日（水）に定例会を開催したい旨を説明した。】 ・ 以上で令和6年第14回佐渡市教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。 午前11時11分終了
--	---